

## 【池上委員提出資料】

## 文化発信に関する顕彰制度について

池上久雄

## 1. 始めに

- 日本では、古来『陰徳』、『謙讓の美德』等の表現で表される如く社会に対する功績はできるだけ控えめに現し、またそれを褒めるにあたっては、年月を経た後年功等も充分加味した上で行うこととされていた。勿論これも日本の醇風美俗ではあるが、世界的にみて文化発信に積極的な国の基準と比較して、消極的に過ぎないかとの指摘が、今回の懇談会で提起された。
  
- ことに外国人の功績については顕彰の例が少ないのではないかとの認識に立って検討してみた。現行の日本における文化面の顕彰制度は、主だったものを挙げると添付表1の通りである。

日本国の勲章制度における春秋叙勲においては旭日賞／瑞宝章併せて平均年間77名（平成15年—19年）の外国人が受賞しているが、文化庁推薦の外国人は各年1名（17年・19年は0）にとどまっている。（本年度の外国人受勲者は、例年より多く126名で、そのうち他省庁の推薦による文化面での受勲者は39名と思われる。）

次に、国の制度である文化勲章・文化功労者中の外国人について見ると、平成になってからは総計150名以上の中で、わずかに1名のみである。また、文化庁レベルでも、文化庁長官表彰制度では、最近3年間毎年25名以上ずつ表彰されているが外国人はゼロとなっている。

また、外務大臣表彰においては、本年度は文化交流分野（広報・文化事業の振興に貢献したもの）として13名1団体が受賞している。

次に、政府以外の団体が行う表彰制度では、国際交流基金表彰及び高松宮殿下記念世界文化賞（フジサンケイグループ）が主だったものである。国際交流基金賞文化芸術交流部門は年間1—2名、高松宮記念は年間5名（日本人を含む）となっている。但し、受賞の理由は当該本人のそれぞれの分野での専門性の高さ及びその発揮度によるもので、日本文化の伝達交流という面での受賞者は少ない。
  
- 一方、諸外国の中で、自国文化の発信に熱心であるフランスの例を検証してみたい。フランスは勲章制度については、かなり手厚い国として知られている。自国のみならず、自国に対して直接間接に功績のあった外

国人を多く顕彰している。日本人の顕彰例を見ると、

レジオンドヌール勲章 過去の外国人受章者1500名の内、日本人は150名、毎年5名程度が受賞

国家功労勲章 日本人は、毎年7名前後が受賞

芸術文化勲章 日本人は、毎年2-3名が受賞

教育功労賞 日本人は、毎年2-3名（以前は8-9名）受賞

農事功労賞 日本人は、毎年5-6名受賞

スポーツ青少年功労賞 若干名（去年はゼロ）

とのことで、日本人を対象とするものだけでも、毎年少なくとも20名程度が表彰を受けている。レジオンドヌール勲章の外国人における日本人比率が10%であることを勘案すれば、毎年の外国人表彰は、200名に達するとも考えられる。（上述のわが国の本年度叙勲におけるフランス人の受賞者は8名）

受賞者の年齢については詳細は不明であるが、身の回りの例から考えても日本の制度よりはかなり柔軟に、若いうちに功績を認めて顕彰しているものと思われる。

- 上記の通り、わが国とフランスとの比較においては、明らかにフランスが日本人のフランスへの貢献度を高く認めて多く顕彰してきている。両国文化の海外への浸透度の違いを示すものでもあろうが、外国人の自国への貢献に対する評価・感謝の念の違いを示しているとも考えられる。本懇談会で指摘されたとおり、自国文化の海外への発信と興隆が国の地位の発展に繋がるとの認識に立って、この分野で貢献している外国人をより多く評価し顕彰していくことの重要性は論を待たない。

## 2. 提案

まずわが国顕彰制度の基本である春秋の叙勲に際し、わが国文化の発信伝達の分野で功績ある外国人に対する文化庁の推薦が非常に少ないので、今後はこの発掘・把握に努め、これを拡大し活用していくことを提案したい。その為には、文化庁自ら海外における文化伝達活動を把握するとともに、国内の発信組織との連携を強化する等の仕組みづくりが必要となろう。

一方、政府以外の団体による表彰制度において、年間数名の外国人の顕彰が行われているが、これは主として当該人物の専門分野での功績を表彰するもので、日本文化との関連は必ずしも評価の対象としてい

ない。従って、日本文化の海外への発信・伝達に貢献し、あるいは自ら日本文化の担い手となっている外国人に対する顕彰の制度の拡充を、以下の通り提案するものである。その際、受賞者については今後とも日本文化の発信・伝達に貢献していただくべく、受賞者の年齢制限をなくして若手の顕彰を可能ならしめたい。

#### 第1案 文化功労者（日本文化伝達分野）の創設

現行「文化功労者」制度に、文化伝達分野を創設し、主として日本文化の発信・伝達分野に貢献ある外国人を顕彰する。但し、現行功労者制度の終身年金支給は過大であるのでこれに代って一時金を支給するものとする。

#### 第2案 文化庁長官表彰（日本文化伝達分野）の創設

現行の文化庁長官表彰のほかに、文化伝達分野の表彰制度を設け、主として当該分野で功績ある外国人を顕彰する。海外在住者への授与方法については、いかに行えば効果的か検討する必要がある。ちなみにフランスでは、大使公邸で伝達式を行っている。

#### 第3案 「日本文化伝達使」制度の創設

現行文化交流使制度の拡充を図り、主として外国人を対象とする、現地滞在型の「日本文化伝達使」制度を設ける。第2案の文化庁長官表彰受賞者中から指名することも考えられる。

以上

(表1)

名称	制度概要	受賞者
春秋叙勲における外国人叙勲制度	<p>わが国の政治・外交、産業経済、学術文化等の発展に功労のある者          その他国家又は公共に対する功労のある者を対象とする。          文化庁からは、長年にわたり(概ね10年以上)、両国間の文化交流を          通じた友好親善等に尽力し、特に功績顕著な者を外務省を通じ推薦。</p>	<p>※文化庁からの推薦実績(平成13年以降)          【平成13年秋】ゲンジナー・ロジェストヴェンスキー(読売日本交響楽団名誉          指揮者、ボリショイ劇場芸術監督)[ロシア]          【平成15年秋】ローラン・プティ(バレエ振付家)[フランス]          【平成16年秋】ドナルド・リチー(映画評論家・映画史研究者)[アメリカ]          【平成18年春】ジャン・フルネ(指揮者)[フランス]          【平成20年春】ピナ・バウシュ(舞台芸術家(振付・演出)、ウッパタール舞踏          団主宰)</p>
文化庁長官表彰	<p>文化活動に優れた成果を示し、文化の振興に貢献した者(外国人及          び団体を含む)を対象とする。平成19年度に、文化芸術創造都市部門          (文化芸術の力により、市民参加で地域の活性化に取り組み、顕著な          成果をあげている市区町村)及び国際芸術部門(芸術各分野において          国際的に活躍し、特に顕著な成果をあげた個人)を新設。          表彰状が授与されるほか、記念の漆塗りの木杯が贈られる。</p>	<p>※外国人受賞実績はなし。          ※(参考)平成19年度国際芸術部門受賞者          神尾真由子(ヴァイオリン奏者)          河瀬直美(映画監督)          田村 響(ピアニスト)</p>
外務大臣表彰	<p>対外関係の諸分野において多大な貢献をなし、特に顕著な功績の          あったものについて顕彰。表彰の対象は以下7分野。          (1)諸外国との相互理解及び友好親善の促進に貢献したもの          (2)経済、技術協力等国際協力の推進に貢献したもの          (3)対外経済の発展に貢献したもの          (4)国際連合等国際機関の活動に貢献したもの          (5)広報・文化事業の振興に貢献したもの          (6)領事、移住業務の遂行に貢献したもの          (7)その他対外関係を通じ国益の増進に貢献したもの</p> <p>表彰状が授与されるほか、個人には記念の銀杯が贈られる。</p>	<p>※平成20年度(個人54名、団体26)          うち文化交流関係受賞者例          (団体)          非営利法人小原流いけばなギリシャ支部          (個人)          有水恵美子 裏千家アルゼンチン協会会長</p>
国際交流基金賞	<p>芸術、学術その他の文化活動を通じて、海外における日本理解もしく          は日本人の対外理解を深め、国際相互理解・国際友好親善の促進にお          いて顕著な貢献のあった個人または団体に対し授賞。          「文化芸術交流部門」「日本語部門」「日本研究部門」の3部門にわけ          て受賞者を決定。賞金あり(原則として1件300万円以下)。</p>	<p>※平成20年度受賞者          【文化芸術交流部門】          マルコ・ミュラー(ヴェネチア国際映画祭ディレクター)[イタリア]          【日本語部門】          アンジェラ・ホンドウル(ヒペリオン大学教授)[ルーマニア]          【日本研究部門】          ケネス・パイル(ワシントン大学教授)[米国]</p>

<p>高松宮殿下記念世界文化賞</p>	<p>財団法人日本美術協会によって1988年に創設された顕彰制度。文化・芸術の振興こそが、人類の平和と反映に最も資するとの確信から、国境や民族の壁をこえて、芸術の発展、普及、向上に顕著な貢献をした個人あるいは団体を顕彰する。</p> <p>絵画、彫刻、建築、音楽、演劇・映像の5部門があり、各部門、年間1名を原則としている。受賞者には金メダルと1500万円が授与される。</p> <p>この他、世界文化賞の一環として、次世代を担う才能の育成を目的とした若手芸術家奨励制度が、1997年に発足。奨励の対象は、若手芸術家を育成・援助している団体の活動、または若手芸術家の団体あるいは個人の芸術活動(活動内容はプロもしくはプロをめざすもの)。</p> <p>奨励金は毎年500万円を上限とし、奨励金を受けた団体・個人は奨励金を直接芸術活動のために使い、その活動についての報告を日本美術協会に提出する。</p>	<p>※平成20年度受賞者</p> <p>【絵画】リチャード・ハミルトン〔イギリス〕  【彫刻】イリヤ&amp;エミリア・カバコフ〔ウクライナ〕  【建築】ピーター・ズントー〔スイス〕  【音楽】ズービン・メータ〔インド〕  【演劇・映像】坂田 藤十郎〔日本〕</p> <p>【若手芸術家奨励制度】イタリア青少年オーケストラ</p>
---------------------	---	--